



ITS Connect システム
実験用機器使用条件

ITS Connect RE506 1.2 版

令和 7 年 3 月 6 日

ITS Connect 推進協議会

760MHz 帯 ITS 実験用機器の使用条件

760MHz 帯 ITS 実験用機器の運用にあたり、遵守すべき条件について定める。

1. 使用目的

実験用機器は、調査、研究目的のみに使用するものであること。

2. 使用台数

一機関・一テーマあたり、最大 20 台以内とする。それを超える台数が必要な場合は、使用開始前に本協議会と協議すること。

3. 使用期間および使用後の処置

実験用機器の使用期間は、その機器が使用されるテーマの調査、研究の期間とし、必要最短の期間とすること。

使用期間経過後は、実験用機器が使用されないよう速やかに廃棄し、廃棄の記録を保管すること。もし廃棄ができない場合は適切に管理し使用されないようにすること。また本協議会の許可なく届け出た使用者以外の者に実験用機器の貸しや譲渡をおこなわないこと。

使用期間中であっても、目的外の通信がなされないように適切に管理すること。協議会は届出者に対し、必要に応じて機器の管理状況につき確認を行うことができ、届出者は遅滞なく管理状況につき回答を行うこと。

4. 使用場所

公道、公共スペース、路側機あるいは一般車両等に搭載された車載機と通信をおこなう可能性がある場所（私有地、駐車場、テストコースなどを含む）で実験用機器を用いた調査・研究実験等をおこなう場合は、すべて本使用条件を適用する。

実験用機器以外の他の機器と通信をおこなう可能性のない場所、方法（周囲と十分距離のある屋内、閉鎖された私有地、有線による通信など）でおこなわれる調査・研究実験等には、本使用条件を適用しない。

5. 使用に関する届出

実験用機器の使用や第三者への提供をおこなう前に、別途定められた様式により本協議会に使用に関する届出をおこなうこととする。実験用機器の機器製造メーカーが使用の届出をすることを原則とするが、機器の使用者の提出でも可とする。

6. 個人情報保護法の順守

個人情報を取り扱う可能性がある場合、最新の個人情報保護法を順守することを徹底すること。

付録 A 個人情報として注意すべき情報

- ・受信した情報と組み合わせると個人情報保護法で規定する個人情報に該当する恐れがある情報
- ・自由領域に設定する情報（個人情報保護法で規定する個人情報の設定）